令和5年度

スマートメーター用水道メーター

仕 様 書

蓬田村 建設課

スマートメーター用水道メーター仕様書

第1章 一般共通事項

1. 適用範囲

- (1) 水道メーター共通仕様書(以下「本仕様書」という)は、蓬田村(以下「本村」という)が発注する 水道メーター(以下「メーター」という)の買い入れに適用する。
- (2) メーターの製造は、契約後速やかに本仕様書に基づき行うこと。

2. 用語の定義

- (1)「製造」とは、メーターの全ての部品に新品を使用して製造することをいう。
- (2)「買入」とは、製造したメーターを納入することをいう。
- (3)「承認」とは、メーターを製造する製造事業者からの申請により、本村の規格に適合するメーターであることを認めることをいう。
- (4)「協議」とは、本村と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

3. 恒例の遵守

メーターは計量法、厚生労働省令および、関連法規に基づいて製造し、検定に合格したものであること。

4. 適用規格

この仕様書に既定のない事項については、次の日本興業規格(JIS)の規格・基準を準用すること。

- (1) JIS B 8570-1 (水道メーターおよび。温水メーター 第1部:一般仕様)
- (2) JIS B 8570-2 (水道メーターおよび、温水メーター 第2部:取引または証明用)

5. 納入時の提出書類

- (1)納品書
- (2) 本村が指示するもの
- 6. 契約代金の支払い

発注者が各回の納品完了を確認後、受注者の請求に基づき、その納品分における契約代金の支払いを行う。 なお、初回から途中回の請求金額算出において1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、最終回支払 い時においては契約金額から既支出総額を際し引いた金額を支払う。

7. 疑義の解釈

応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法にて質問を行い、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は本村の解釈によるものとする。

第2章 メーター共通仕様

1. 適用するメーターの種類

本村が発注するメーターの口径、種類、メーター全長、ねじ山は次の通りとする。 発注する個数に応じて本村が指示するメーター番号を個々に付与するものとする。

- (1)口径種類
 - 1) 液晶デジタル表示メーター (8ビット電文出力)
 - ① 20mm:電子式接線流羽根車乾式、全長190mm、上水ネジ

- ② 25 mm:電子式接線流羽根車乾式、全長225 mm、上水ネジ
- ③ 30mm:電子式接線流羽根車乾式、全長230mm、上水ネジ

または、電子式たて型軸流羽根車乾式、全長230mm、上水ネジ

- ④ 40 mm:電子式たて型軸流羽根車乾式、全長245 mm、上水ネジ
- ⑤ 50 mm:電子式たて型軸流羽根車乾式、全長245 mm、上水ネジ
- ⑥ 75mm:電子式たて型軸流羽根車乾式、全長630mm、上水フランジ
- (2) 構造・材質・付属品

メーターの各部品は、通常の使用に十分耐えうる強度、耐久性、耐食性等を有し、かつ、水質に悪影響を及ぼさないものとし、材質は次のとおりとする。

- ①電子式20~25mm:鉛フリー銅合金、パッキン付
- ②電子式30~50mm:鉛フリー銅合金、パッキン付
- ③電子式75mm : ダクタイル鋳鉄(エポキン樹脂紛体塗装)、ボルト・ナット・パッキン付

2. 電文出力仕様

- (1) 電文出力:8ビット電文仕様「東京都水道局 自動検針メータ通信機能仕様書 Ver.2.6A」準拠
- (2) 通信方式:半二重
- (3) 同期方式:調歩同期式
- (4) 通信速度: 300bps
- (5) 伝送符号: データ7ビット+パリティ1ビット(JIS X 0201)
- (6) 誤り検査: 偶数 (垂直水平) パリティ (JIS X 5001)

3. 通信線仕様

- (1) 4芯ケーブル(電文出力用2芯、パルス出力用2芯)
- (2) ケーブル長さ:5 mまたは、10 m (発注都度に本村から指定)

4. 無線通信器

メーターとの接続により、外部通信を行う無線通信器は次の通りとする。

- (1) 通信規格: NB-IoT (NIDD)、LTE-M方式 (Cat. M1)
- (2) 周波数:800MHz、900MHz、920MHz、2.1GHz
- (3) 通信回数:1日1回以上

なお、24時間分のデータを1時間単位で取得できること

- (4) 構 造:防水型または、防雨型(隔測表示器一体型または別途隔測表示器を取り付けること)
- (5)接続:メーター通信線と端子台接続、一体型または、通信線と防水接続材によること
- (6) そ の 他:電池寿命は8年とすること

5. クラウドサーバ

無線通信器と通信を行うクラウドサーバは次の通りとする。

- (1) サーバ:自社運用または、提供をうけているものを使用すること
- (2) 通信費:検針に係る通信費及びクラウドサーバ使用料については、 発注都度に本村と協議し決定すること。
- (3) その他: クラウドサーバ経由にてCSVを取得できること

6. 使用済みメーターの回収

受注者は、発注者の使用済み水道メーターを無償で回収するものとする。なお、回収に関する詳細な事項は、発注者と受注者との協議により決定する。

蓬田村 水道メータ検満取替

令和5年度更新分

無線通信端末	251	件
メーター (20mm)	245	件
メーター (25 mm)	3	件
メーター (30 mm)	0	件
メーター (40 mm)	2	件
メーター (50mm)	1	件
メーター (75mm)	0	件
計	251	件

	,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1/2	ΗН	XHY	<i>/</i> \	1 4	н/ 🔨					1項
名	称	規	格	単位	数	量	単	価	金	額	摘	要
スマートメーター用水道	メーター 20mm			ケ	245							
スマートメーター用水道				ケ	3							
スマートメーター用水道				ケ	2							
スマートメーター用水道				ケ	1							
無線通信端末				ケ	251							
小計												
消費税		10)	%								
合計												
		I		1			1		I			